

株式会社日本能率協会総合研究所マーケティング・データ・バンク（MDB）
利用に関する要項

〔平成23年7月19日
学 長 裁 定〕

（趣旨）

第1条 この要項は、本学における株式会社日本能率協会総合研究所が提供するマーケティング・データ・バンク（以下「MDB」という。）のサービス利用に関して必要な事項を定めるものとする。

（利用の申し出）

第2条 国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）の教職員（国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号）第2条第1項第1号に規定する常勤職員及び同条同項第4号に規定する契約職員に限る。以下同じ。）がMDBに調査や情報収集（以下「調査等」という。）を依頼しようとするときは、別紙様式により研究推進産学官連携機構産学官連携本部（以下単に「産学官連携本部」という。）まで申し出るものとする。

2 産学官連携本部は、前項の申し出を受けたときは、学内に先行する類似又は同様の内容の調査等があるか否か等を調査する等して前項の依頼希望者が適切な調査等の結果を得ることができるよう効果的な調査テーマ等を設定してMDBに対して調査等を依頼するものとする。

（閲覧室の利用）

第3条 本学の教職員がMDBの閲覧室を利用しようとするときは、予め、産学官連携本部に申し出ること。

2 産学官連携本部は、前項の申し出を受けたときは、MDBに必要な連絡をし利用者が円滑に閲覧室を利用できるようにするものとする。

（コピー等の共有）

第4条 本学の教職員が直接MDBから資料のコピーを受け取ったときは、当該資料の写し1部を産学官連携本部に提出すること。

2 産学官連携本部は、前項の資料の提出を受けたときは、本学の共有資産として整理するものとする。

（MDB利用に必要な費用負担等）

第5条 MDBを利用するに際して必要な年間情報サービス費（基本料金）、超過利用情報サービス費（超過費用）、コピー料金・送料及びその他の費用については、当分の間、研究推進産学官連携機構が負担するものとする。

2 前項の他、MDB利用に際して必要な事務等については、当分の間、研究推進産学官連携機構が行うものとする。

（雑則）

第6条 上記のほか、MDB利用に際して必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は，平成23年7月19日から施行し，平成23年7月1日以降のMDBの利用について適用する。

(別 紙)

MD B 調査依頼申出書

平成 年 月 日

依頼者	所属部局	
	職	
	氏名	
	連絡先 (※)	Tel : ----- E-mail :
調査依頼が必要な理由		
調査テーマ (対象はできるだけ具体的にしてください)		
依頼する調査の概要		
特記事項		
回答期限	平成 年 月 日 (特に期限を指定する必要があるときは記入してください)	
その他		

※ お申し出頂いた内容について研究推進産学官連携機構産学官連携本部からお問い合わせする場合がありますので、連絡先については、确实に対応可能な番号等を記載してください。